

令和4年度_集団指導	資料 2
令和5年3月28日(火)	

令和6年度末までの経過措置について

隠岐広域連合 介護保険課

令和6年度までの経過措置について

令和3年度報酬改定により、以下の指定基準については令和6年4月1日より義務化されます。なお、経過措置として、令和6年3月31日までは努力義務となっていますが、各事業所において、令和5年度中に対応していただく必要がありますのでご留意ください。

1. 認知症介護基礎研修の受講

- ◆ すべての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

認知症介護に係る介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、「認知症介護基礎研修」を受講するための措置を義務付ける。

⇒新入職員（中途採用職員）については、入職から1年間の猶予期間を設ける。

【認知症介護基礎研修受講の義務付けとならない資格】

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者等

2. 虐待の発生またはその再発を防止するための措置等

- ◆ 運営規定に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載しなければならない。
- ◆ 虐待の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催（6ヶ月に1回）するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること
 - ② 虐待防止のための指針を整備すること
 - ③ 従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施（年1回以上）すること
 - ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

3. 衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

- ◆ 事業者において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催（6ヶ月に1回）及び従業者に対する結果の周知徹底をすること
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
 - ③ 従業者等に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施（年1回以上）すること

4. 業務継続計画の策定等

- ◆ 感染症や非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画策定について必要な措置を講じなければならない
 - ① 業務継続計画を策定すること
 - ② 業務継続計画の周知並びに必要な研修及び訓練を定期的実施（年1回以上）すること
 - ③ 定期的な業務継続計画の見直しの実施と、必要に応じた業務継続計画の変更

<参考>厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

※ BCP を解説する動画やサービス種別ごとの留意点なども掲載されているので、作成にあたっては参考にしてください。